

# 令和5年度シマフクロウ保護増殖事業 (管内生息地確立及び拡大業務) 仕様書

## 1 業務の目的

シマフクロウは過去には道内広範囲に生息していたとされているが、生息地の環境悪化により激減した。このため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき「シマフクロウ保護増殖事業計画(平成5年11月26日策定)」が策定され、保護増殖が図られている。現在、道東を中心に100つがいが確認されており(令和4年度公表値)、北海道地方環境事務所管内(以下「当管内」という。)に生息域を広げつつある。

本業務は、当管内の現在の生息地を安定的に存続させるとともに、さらなる生息域の拡大を図ることを目的として生息状況調査等を行うものである。

## 2 業務の内容及び実施方法

本業務は、現在生息が確認されている箇所及び過去にシマフクロウの生息が確認されていたが、現在は生息が確認されていない箇所等において、生息・繁殖状況を把握するとともに、分散個体の定着化を図るため巣箱設置個所の選定及び放鳥予定個体の放鳥適地の探索を行うこととする。調査結果を調査地毎に取りまとめ、生息・営巣環境等についての評価を行い、結果を報告書にとりまとめること。

本事業の調査員等の人選、調査地の選定にあたっては、本調査の特殊性に鑑み、事前に北海道地方環境事務所担当官(以下「環境省担当官」という。)と調整すること。

また、本事業実施に伴い、各種法令等の許認可等の手続きが必要となる場合は、時間的余裕をもって事前に環境省担当官と調整を行うこと。

なお、事業遂行に当たっては、シマフクロウの個体、生息に影響を与えないように実施することとし、シマフクロウの保護にとって支障があり、緊急に対応を要する事由を認めた場合は速やかに環境省担当官に報告すること。

### (1) 打合わせ

業務を開始するに当たり、請負者は業務実施計画書(業務実施体制、調査箇所、調査時期、安全対策を含む)を作成の上、環境省担当官と打合わせを行う(1時間程度)。

打合わせは、業務開始時のほか2回程度(合計3回程度)行う。

### (2) 生息・繁殖状況調査、巣箱設置箇所選定調査及び放鳥適地調査

#### 1) 日高山系地域

日高振興局及び十勝総合振興局管内における本種の生息・繁殖状況について、現在の生息地については、シマフクロウの繁殖期(12月～翌年3月頃)を中心に、過去にシマフクロウの生息が確認されていた箇所については、4月～翌年3月(通年)に、目視、鳴き声等により、生息及び繁殖状況の調査を行い、併せて巣箱の設置の必要性及び放鳥予定個体の放鳥適地について15箇所程度調査する。(10

回程度想定、合計 30 人日程度想定)

## 2) 大雪山周辺地域

十勝総合振興局及び上川総合振興局管内における本種の生息・繁殖状況について、現在の生息地については、シマフクロウの繁殖期(12月～翌年3月頃)を中心に、過去にシマフクロウの生息が確認されていた箇所については、4月～翌年3月(通年)に、目視、鳴き声等により、生息及び繁殖状況の調査を行い、併せて巣箱の設置の必要性及び放鳥予定個体の放鳥適地について15箇所程度調査する。(5回程度想定、合計15人日程度想定)

## 3) 道北地域

令和4年度に引き続き上川総合振興局管内における本種の生息・繁殖状況について、現在の生息地について、シマフクロウの繁殖期(12月～翌年3月頃)を中心に、目視、鳴き声等により、生息及び繁殖状況の調査を行う(1回程度想定、合計3人日程度想定)。また、生息情報が確認されていないものの、生息環境が良いと考えられる道北地域一部の生息地拡大状況把握のための調査を行ない、放鳥を行なった場合生息環境が繁殖可能なレベルにあるのかを、現地踏査により把握する(1回程度想定、合計3人日程度想定)。

## 4) 根釧地域

釧路総合振興局及びオホーツク総合振興局内における本種の生息地等において、放鳥予定個体の放鳥適地について2箇所程度調査する(2回程度想定、合計6人日程度想定)。

## 3 業務履行期限

令和6年3月29日までとする。

## 4 成果物

紙媒体：報告書3部(A4版 50頁程度 簡易製本可)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 1式

提出場所 北海道地方環境事務所 野生生物課

## 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環

境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章 ; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・ 計算表 ; 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・ 画像 ; BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。